

消費者機構日本ニュースレター

127号

1. 認定 NPO の認定を東京都より受けました

本年 1 月 2 日に東京都より認定 NPO の認定を新たに受けることができました。(有効期間 5 年間)

国税庁の認定有効期間が本年 2 月 15 日で切れた後、会員の皆様にはご不便、ご心配をおかけし、申し訳ございませんでした。

本年 1 月 2 日以降の寄附金（賛助会員会費を含む）については、税制優遇措置の対象となります。あらためて、今月後半までに寄附のお願い及び賛助会員の皆様へのお知らせをお送りしますのでよろしくお願ひします。

(経過)

本年 1 月 9 日発行のニュースレター第 117 号でお知らせしましたように、従前、当機構は国税庁より認定 NPO として認定を受けていました。認定 NPO の制度は、平成 24 年施行の法改正により、認定業務が国税庁から都道府県に移管されました。

国税庁による認定有効期間が本年 2 月 15 日まででしたので、切れ目なく東京都から認定を受けられるよう平成 27 年 6 月に申請していましたが、実績判定期間（2 年間）のうち平成 25 年度に消費者庁からの受託事業（約 780 万円）の実績があったため、認定基準の一つ（受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が 70% 以上であること）を満たさず、平成 27 年度中に東京都の認定を受けることができませんでした。

そのため、あらためて本年 7 月に東京都に申請しました。今回は、実績判定期間（2 年間）が、平成 26 年度、平成 27 年度となりましたので、消費者庁からの受託事業の影響がなくなり、認定基準を満たし 1 月 2 日に認定を得られた次第です。

2. ヒタチハウス(株) (建築請負事業者) の建築工事請負契約約款の是正協議を終了しました。

消費者機構日本は、消費者から情報提供をふまえ、2013 年よりヒタチハウス株式会社（茨城県筑西市）に対して、当該事業者が使用する建築工事請負契約約款にある下記の是正を求めました。

申入れ事項（下記契約条項の差止めを求める）

- ① 建築物に瑕疵があり、全面的に復旧を行う場合の費用負担について、当該事業者が軽微な瑕疵と判断した場合は、部分補修に要する費用を支払えば、その他の責任は免れる条項
- ②-1 当該事業者が材料手配等の着手日前において、消費者（施主）が建築工事請負契約を解除した場合、当該事業者が支出した費用及び請負工事代金の 20% を違約金として収受する条項
- ②-2 当該事業者が材料手配等の着手日後において、消費者（施主）が建築工事請負契約を解

除した場合、上記②-1 の違約金および出来高部分等及び発注済みの材料に対する請負工事代金相当額を収受する条項

昨年、当該事業者からは、当機構の申入れの内容を受け入れて、建築工事請負契約約款を改定するとの回答がありました。そして現在、当該事業者では、問題となる建築工事請負契約約款を使用せず、建築工事請負契約書のみで消費者と契約締結を行っているとの説明を受けています。(契約書に記載していない事項については、民法等法令の定めによることとなります。)

当該事業者の事情により、約款の改定にはしばらく時間がかかる見込みで、当機構は今後の約款整備について、当該事業者より報告を受けていくこととし、一旦本協議を終了しました。

なお、本件につきましては、合意書を締結しました。

詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_161021_01.html

3. 第 23 回消費者志向経営セミナー 「消費者法制の基礎セミナー」の開催報告

当機構では、10月26日(水)午後「消費者法制の基礎セミナー」と題した第23回消費者志向経営セミナーを開催いたしました。

今回は、消費者機構日本の代表理事 副理事長で弁護士の佐々木 幸孝氏を講師として、消費者法制の概要、消費者契約法等の解説、差止請求訴訟事例ならびに事業者として注意すべき点などの講演を行いました。

また、消費生活相談員の大谷 聖子氏を講師として、消費生活相談員の業務、最近の相談の傾向と特徴、事業者への要望についてお話しいただきました。

1. テーマ 消費者法制の基礎を学ぶ
2. 日時 2016年10月26日(水)
13時30分～17時00分(受付 13時～)
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の法務部門、内部統制部門、コンプライアンス部門、顧客対応部門、消費者契約担当部門等の新任担当者、消費者法制の基礎を学習したい方
6. 参加者 20名
7. タイムスケジュールと内容

時間	内容
13:00～13:30	受付
13:30～13:35	開会挨拶、資料確認

13 : 35～16 : 20 適宜、休憩	講義 1 消費者法制の基礎 講師：弁護士 佐々木 幸孝 氏（東京弁護士 消費者問題特別委員会委員 専修大学法科大学院客員教授） ○消費者法制の概要 消費者問題と消費者法の歴史 消費者法の種類 ○各法律の概要 消費者基本法、消費者安全法、消費者契約法、特定商取引法、 景品表示法、食品表示法 ○事業者として注意すべき点 消費者団体訴訟制度（差止請求事例）、消費者裁判手続特例法 ○質疑応答
16 : 20～16 : 30	休憩
16 : 30～17 : 00	講義 2 消費生活相談の業務と事業者への要望 講師：消費生活相談員 大谷 聖子 氏（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室副室長） ○消費生活相談の業務とは ○最近の消費生活相談の傾向と特徴 ○事業者への要望

8. 講義内容

(1) 講義 1 消費者法制の基礎について

消費者法制の概要として、消費者問題と消費者法の歴史、それぞれの法律の成り立ちとその時代の背景や特色を3つに区分（①消費者保護基本法の成立まで ②消費者基本法ができるまで ③消費者基本法の成立以降）して説明されました。また、消費者法の種類として、「基本法」「行政規制（業法）」「民事ルール（民事実体法）」の3つについて説明されました。

その後、各法律の解説として、「消費者基本法」「消費者安全法」「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」「食品表示法」の6つの法律について、それぞれの法律の概要、位置づけ、立法目的、主な条文の解説と具体的な事例の紹介などが説明されました。また、「消費者契約法」と「特定商取引法」については、2016年の法律改正を受けて、新たに施行される内容についても詳細に言及がされました。特に「特定商取引法」では、取引類型ごとの違いが一覧化され、分かりやすい内容となっていました。

【質疑応答】

Q. 「消費者契約法」と「特定商取引法」については改正がされているが、積み残されている課題もあると聞いている。現状それらの積み残し課題の取り扱い状況はどのようになっているか。特に不招請勧誘の取り扱いはどうか。

A. 積み残し課題に対する検討状況は、消費者契約法の専門調査会（消費者委員会）の検討が始まっているが、現状では検討項目の絞り込みまでには至っていない状況。不招請勧誘は特定商取引法の前回の改正検討で一番議論された課題であったが、結局は業者側の強い反対もあり議論が進まなかった経過がある。特商法専門調査会はすでに終了しており、すぐに議論するという状況にはないように思われる。

Q. 消費者契約法の必要性の項目の中で、従来の業法や民法による消費者保護では限界があったが、消費者契約法では対応ができるようになった具体的な事例を教えてください。

A. 事例で挙げた入学金・授業料の返還請求は消費者契約法9条1号ができたことによる成果である。

(2) 講義 2 消費生活相談の業務と事業者への要望について

地方消費者行政の現況として、消費生活相談業務は消費者基本法、消費者安全法に基づいて地

方公共団体の責務として行われていること、また全国の消費生活センターの設置数、PIO-NET 端末の配備状況について説明がありました。

次に、最近の消費生活相談の傾向と特徴の説明があり、その中では、2015年度の相談件数は2年ぶりに減少したが、架空請求に関する相談は前年度比で1.2倍増加していること、60歳以上の高齢者の相談は34.3%で依然として高い割合であること、情報通信分野の相談は2014年度に続き増加していること、還付金詐欺は2011年度から2015年度の5年間で10倍以上増加していること、通信販売に関する相談が増加し、全体の35%を占めていることなどの報告がありました。

最後に、消費生活センターの斡旋率は全国平均で約10%、東京都では7%～8%であり、消費生活センターでは斡旋率のさらなる向上を目指しているとの報告がありました。

今回のセミナー参加者からは、講義1、2共に「参考になった」との意見が多く、具体的には、講義1に関しては「消費者法制の歴史的背景から現状までが網羅されていて分かりやすかった」「法改正の内容が理解できた」「具体的な事例について分かりやすく説明いただき勉強になった」等の記入があり、講義2では「消費者相談の現状がよくわかりました」「相談員さんの生の考えが聞けて良かった」「斡旋率が10%ということは、やはり第三者が苦情に関わり解決していくことの難しさを感じた」といった感想をいただきました。



弁護士 佐々木 幸孝 氏



消費生活相談員 大谷 聖子 氏

4. 資料のご紹介

●消費者基本計画のご紹介

「消費者基本計画・工程表」(平成28年7月19日改定)

消費者庁 (A4サイズ、260ページ相当)

平成27年度から31年度までの消費者基本計画およびその工程表を記載した冊子(平成28年7月19日改定)が、消費者庁より届けられました。250ページを超える冊子ですが、消費者政策等に関心がある方に差し上げますので、ぜひご活用ください。

15部ほど在庫がありますので、ご入用の方は必要部数と送付先を下記までご連絡ください。

Mail namiki@coj.gr.jp TEL 03-5212-3066 並木まで
消費者庁掲示

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/



●消費者向け冊子のご紹介

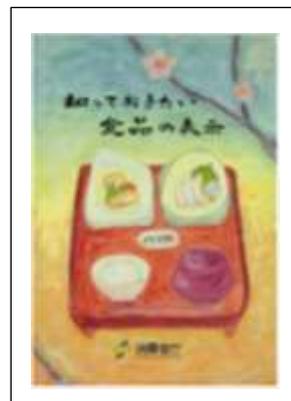
「知っておきたい食品の表示」(平成 28 年 6 月版) 消費者庁 (A4 サイズ、16 ページ)

平成 27 年 4 月の食品表示法の施行に伴い、食品の表示制度が変わりました。消費者向けに、生鮮食品の表示、加工食品の表示、遺伝子組み換え食品の表示について、解説されています。食品表示に関心のある方は、ぜひご覧ください。

50 部ほど在庫がありますので、ご入用の方は必要部数と送付先を下記までご連絡ください。

Mail namiki@coj.gr.jp TEL 03-5212-3066 並木まで
消費者庁掲示

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syoku_hyou_all.pdf



5. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報 (10 月 1 日~10 月 31 日分)

○各適格消費者団体 (14 団体) のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(10月1日~10月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	<ul style="list-style-type: none"> ■10月11日: 道内の大学に学生向け注意喚起の要望書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=366 ■10月11日: 金融機関に対し、若年者に対する与信の際の確認を徹底することを求める要望書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=367
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■10月3日: 株式会社ピーシーデポコーポレーションから、「改定の報告」を受領しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/161003_01.html ■10月14日: 株式会社モイストに申入書を送付しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/161014_01.html ■10月14日: IR SAKURA (アマトム運営事業者) に申入書を送付しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/161014_02.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■10月21日: ヒタチハウス株式会社 (建築請負事業者) の建築工事請負契約約款の是正協議を終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_161021_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■10月12日: 個人情報、成年年齢引き下げ、ガス小売り自由化に関するパブコメ・要望書を掲載しました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/3001.html ■10月19日: 加工食品の原料原産国表示制度に対する意見書を提出しました http://www.zenso.or.jp/information/news/3009.html
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■10月3日付: 株式会社アイディール・ライフから回答書が

	<p>届きました。 http://cnt.or.jp/information/2256.html</p> <p>■10月4日付：KDD I 株式会社に対して、再問合せ書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2259.html</p> <p>■10月19日：ジャニーズファミリークラブに対して、申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2265.html</p> <p>■10月25日：KDD I 株式会社から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2272.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■10月18日：民法の成年年齢の引下げに関する意見書を提出しました。 http://kccn.jp/data/ikensho/20161018ikensho-seinennenrei.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■10月24日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対して、同社の保証契約条項の一部差止を求めて、大阪地方裁判所に差止訴訟を提起しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000637</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■10月12日：株式会社ベルカディアより答弁書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#161012_1</p> <p>■10月12日：株式会社ビケンコ、株式会社JBS コスメティク及び株式会社クワンジャパンの3社から、回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#160901</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>■10月3日：●株式会社U-NEXTへ再申入書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/files/8014/7822/4800/-pdf</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■10月5日：支援検討会報告書を受けた内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見。 http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/685</p> <p>■10月5日：アプライド(株)差止請求訴訟第6回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/690</p> <p>■10月5日：民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見。 http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/694</p> <p>■10月5日：消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書。 http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/698</p> <p>■10月20日：株式会社I. D. M. に申入れを行いました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/706</p> <p>■10月20日：株式会社ケアネット徳洲会(アンリ南福岡)に申入れを行いました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/710</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■10月5日：株式会社平安閣 エヌピーオー互助会佐賀支部より、回答期限の猶予を希望する旨のFAXが届きました。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p> <p>■10月15日：株式会社平安閣 エヌピーオー互助会佐賀支部に対し、平成28年9月27日付消費者契約法41条1項事前請求書の回答を10月末日までにするよう通知しました。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p>

 <p>COJ CONSUMERS ORGANIZATION OF JAPAN</p>	<p>適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本 発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階 TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077</p>
--	--